

あいち・なごや海外連携アクセラレーション事業業務委託仕様書

1 事業の目的

あいち・なごやスタートアップ海外連携促進コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」とする。)が、以下の業務等を国の地方創生推進交付金を活用して令和2年度より3年間(予定)実施することにより、愛知県・名古屋市(以下、「縣市」とする。)におけるスタートアップ及び地域経済の担い手である地域企業の継続的な発展を目指す。

■本仕様書における用語解説

【**縣市**】原則、本県内に本社(本拠)があることを指す。

【**スタートアップ**】起業後概ね10年経っていない者で、革新的な製品・サービスやビジネスモデルに挑戦し、社会や経済に与えるインパクトが大きい急成長志向の未上場企業・個人

【**地域企業**】本県地域経済の担い手である企業

【**イノベーション企業**】起業後の年月は問わず、技術・ビジネスモデルに特筆すべき特徴をもつことで、世の中にない新しいやり方で価値を創造する(=イノベーションの創出)を目指して積極的に活動している中小企業

【**モノづくり関連企業**】製造業及び製造業を直接支える業種に属する企業

【**WG**】令和2年度及び令和3年度のコンソーシアム実施事業参加者をメンバーとしたWG

【**事業統括マネージャー**】コンソーシアムが別途契約予定の「あいち・なごやスタートアップ海外連携促進拠点事業業務委託」(以下、「拠点事業業務受託事業者」)にて配置予定のコンソーシアムの事業に参加するスタートアップ・地域企業に対して支援を行う常駐のマネージャー

【**海外の企業支援機関・団体等**】コンソーシアムが今後継続的にビジネス交流を図れる地域において、ビジネス交流の拡大を目的として連携を図る海外の企業支援機関・団体等

2 業務内容

(1) セミナー等の開催

WGの活動の一環又はWGを組成するための準備活動として、海外ビジネスにおけるケーススタディの紹介などを内容とするセミナー又はワークショップを開催する。

ア セミナー又はワークショップの回数

6回以上/年、1回あたり30名程度

(契約期間内に延べ180名以上の参加実績を達成すること)

(2) スタートアップ等の海外展開支援

縣市スタートアップのビジネス拡大を図るプログラム(プログラムS)を実施する。また、縣市イノベーション企業と海外スタートアップとの協業を促進するプログラム(プログラムI)を実施する。

なお、下記2(2)エ④及び下記2(2)オ④の事業を実施するにあたっては、コンソーシアムと協議の上、海外の企業支援機関・団体等と連携のうえ実施すること。また、その際には積極的な提案を行うこと。

両プログラムを利用した企業に対してアンケート、ヒアリング等を行い、取引に係る契約成立等の情報や、利用企業のプログラムへの評価、批判等を取りまとめ、来年度以降の事業への提言を行う。

ア 支援対象企業数

プログラムSとプログラムIを各10社程度

イ 支援対象企業の選定方法

公正な判断ができる複数の委員で構成する選定委員会を開催し、コンソーシアムと協議の上、支援企業を選定する。

ウ プログラム対象地域

プログラムS：2か国以上（想定：アメリカ・シアトル又はシリコンバレー、中国・深圳）

プログラムI：2か国以上（想定：ドイツ・ベルリン、イスラエル・テルアビブ）

なお、対象地域選定に当たっては、原則として、愛知県が既にスタートアップ分野で覚書を結んでいる海外機関が位置する国又は地域^{※1}を除く。

※1 フランス・パリ・ブルターニュ地域圏付近、中国・北京周辺、シンガポール、アメリカ・テキサス州周辺

エ 県市スタートアップ海外展開支援（プログラムS）の内容

① 支援対象スタートアップ

本県内に本社がある、又は、県市地域企業と既に主要な取引があることで本県内に事業所等の活動拠点を持つスタートアップ

② ビジネスモデル構築講座の実施

海外でのマーケティング戦略等を学ぶとともに、英語のピッチトレーニング等実践の場で必要な研修プログラム（5日程度）を計画・実施する。

③ メンタリングの実施

対象スタートアップのビジネスモデル、レベル、ステージに合わせて、海外又は国内のアクセラレーター等による8ヶ月間の支援を各スタートアップに対して継続的に行う。また下記2(2)エ④の海外スタートアップ関連展示会やピッチイベント参加に向けた準備、実行、フォローアップの各段階でのサポートを行う。

④ 海外スタートアップ関連展示会・ピッチイベント等への参加

上記ウの対象地域で開催される海外スタートアップ関連展示会・ピッチイベント^{※2}等へ2回以上/企業参加する。

※2 ピッチイベントは、対象地域において受託事業者が独自に開催しても構わない。

オ 県市イノベーション企業と海外スタートアップ協業支援(プログラムI)の内容

① 対象企業

本県内に本社があるイノベーション企業（モノづくり関連企業を想定）

② ビジネスモデル構築講座の実施

海外スタートアップとの協業のために必要なマインドセット、知識（経営・マーケティング戦略、財務戦略、知財戦略等）及びビジネススキルを内容とする研修プログラム（5日程度）を計画・実施する。

③ 伴走(ハンズオン)支援の実施

対象企業のビジネスモデル、レベル等に合わせて専門家による8ヶ月間程度の

支援を各企業に対して継続的に行う。また下記2(3)オ④の企業面談等に向けた準備、実行、フォローアップの各段階でのサポートを行う。

④ 企業面談等のアレンジ

上記2(2)ウの対象地域において、対象企業と海外スタートアップや関連機関等とのマッチング等を4件/企業程度をアレンジすること。

3 関連事業との連携

拠点事業業務受託事業者等と以下の連携を図ること。

(1) 情報発信

拠点事業業務受託事業者がメールマガジンやウェブサイト等により継続的に情報発信を行う予定である。効果的な情報発信を行うため拠点事業業務受託事業者と連携し、情報共有を図ること。ただし、本事業の周知については本事業の受託事業者も独自に実施すること。

(2) 事業進捗報告

事業統括マネージャーが開催する月1回以上の定期的なミーティングに参加するとともに、上記2業務内容の進捗報告を作成し、報告すること。

(3) 海外ネットワーク活用

プログラムS及びプログラムIの実施にあたり、拠点事業業務受託事業者の有する海外ネットワークの活用が必要な場合、事業統括マネージャーへ調整を依頼し、円滑に業務を実施すること。

4 アウトカム（成果）、アウトプット（実績件数）について

上述した仕様により業務を実施し、以下の項目を達成すること。

- ・上記2の業務のアウトカム（成果）として、契約期間内に、県市企業（スタートアップ、地域企業）と海外企業（スタートアップ、地域企業）との間に新たに結ばれる取引・提携件数2件を目標とする。
- ・上記2の業務のアウトプット（実績件数）として、契約期間内に、県市企業（スタートアップ、地域企業）と海外企業（スタートアップ、地域企業）との商談（ビジネスマッチング）延べ10件以上を達成すること。

5 新型コロナウイルス感染症感染防止措置の実施

本事業を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症感染防止にかかる本県及び国等の最新のガイドラインを十分に踏まえた感染防止措置を講ずるものとする。

6 記録、写真、業務報告について

業務報告書の記載内容は、次のとおりとする。

- ・事業の結果概要（事業の日時、場所、企業名、商談結果概要等）
- ・日本又は海外のマスコミ（新聞等）の掲載記事等
- ・アンケート、ヒアリング結果概要
- ・来年度以降の事業への提言
- ・その他、コンソーシアム事務局が指定するもの
- ・提出期限は、令和4年2月28日（月）とする。
- ・提出部数は、4部、電子媒体1部とする。
- ・提出先はコンソーシアム事務局（愛知県経済産業局産業部産業立地通商課）とする。

7 独自の提案

本仕様書に記載がないものの、本事業の有効性を高めるために独自の提案事業がある場合、委託金額限度額の範囲内で積極的に提案すること。

8 契約期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

9 その他

- （1）受託者は、本事業の実施にあたっては、定期的にコンソーシアム事務局及び事業統括マネージャーと情報交換を行うこと。また、地方創生推進交付金交付要綱、地方創生事業実施のためのガイドライン等の関係規定等を熟知の上、業務遂行・経理事務にあたるものとする。
- （2）本事業は地方創生推進交付金を活用して実施するものであることから、受託事業者は事業完了後、5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。また、本事業に係る会計検査等が行われる場合には、協力すること。
- （3）本事業は、国の地方創生推進交付金事業での変更交付決定を条件とする。
- （4）本仕様書に定めのない事項については、コンソーシアム事務局、受託者両者が協議の上、別に決定するものとする。
- （5）不測の事態等により仕様内容等に変更をしなければならない場合、本県と協議のうえ、変更契約等を行う。